

平成30年度国民健康保険事業費納付金の 算定について

H30. 1. 26

1 概要

- 国保制度の改正により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うこととされています。
- 新制度においては、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金(※1)を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなります。
- 今回、国のガイドラインに基づき、平成30年度の納付金の算定を行いました。

※1 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求め、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

2 調整措置（一人あたり納付金額の調整）

- 平成28年度と平成30年度の一人あたり納付金額について、市町村ごとに比較したところ、別紙のとおり、増額となるのは12団体で、他の15団体は減額となりました。
- ただし、増額となる12団体に対しては、合計約5億円の調整措置(※2)を実施するため、平成28年度と比較して、納付金が増額となる団体はありません。
- 被保険者が市町村に納める保険料の増減等については、それぞれの市町村で検討することとなります。（実際の保険料率は、県へ納める納付金や市町村が行う保健事業に要する費用等を賄えるように、市町村が決定するためです。）

※2 調整措置に必要な財源は、国の公費が約2億8千万円、県の公費が約2億2千万円となりました。

3 今後の県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、給付費に必要な費用は、全額、市町村に支払うこととなります。
- 市町村は、納付金の納付や保健事業等に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を引き続き行うこととなります。

平成30年度 市町村別国民健康保険事業費納付金

別紙

● 一人あたり納付金額

市町村名	現行制度 平成28年度 一人あたり 納付金額 (円)	調整措置前		調整措置後	
		平成30年度 一人あたり 納付金額 (円)	平成28年度 との比較 増減額(円)	平成30年度 一人あたり 納付金額 (円)	平成28年度 との比較 増減額(円)
	甲府市	127,637	130,685	+ 3,049	127,637
富士吉田市	132,472	136,549	+ 4,077	132,472	0
都留市	140,048	126,587	▲ 13,461	126,587	▲ 13,461
山梨市	138,343	128,648	▲ 9,694	128,648	▲ 9,694
大月市	139,316	130,479	▲ 8,836	130,479	▲ 8,836
韮崎市	120,184	112,929	▲ 7,255	112,929	▲ 7,255
南アルプス市	123,064	126,393	+ 3,330	123,064	0
北杜市	116,889	107,506	▲ 9,383	107,506	▲ 9,383
甲斐市	126,670	117,774	▲ 8,895	117,774	▲ 8,895
笛吹市	130,579	132,083	+ 1,504	130,579	0
上野原市	134,858	135,405	+ 547	134,858	0
甲州市	124,070	130,268	+ 6,198	124,070	0
中央市	118,818	129,602	+ 10,784	118,818	0
早川町	121,073	147,988	+ 26,915	121,073	0
身延町	148,082	154,536	+ 6,454	148,082	0
南部町	155,450	123,890	▲ 31,560	123,890	▲ 31,560
昭和町	143,650	121,959	▲ 21,692	121,959	▲ 21,692
道志村	150,147	144,134	▲ 6,013	144,134	▲ 6,013
西桂町	137,979	116,050	▲ 21,929	116,050	▲ 21,929
忍野村	130,561	130,419	▲ 142	130,419	▲ 142
山中湖村	156,340	157,362	+ 1,022	156,340	0
鳴沢村	164,436	128,587	▲ 35,849	128,587	▲ 35,849
小菅村	114,775	108,244	▲ 6,532	108,244	▲ 6,532
丹波山村	85,970	138,386	+ 52,416	85,970	0
富士河口湖町	144,160	139,512	▲ 4,648	139,512	▲ 4,648
市川三郷町	119,686	137,325	+ 17,639	119,686	0
富士川町	142,906	129,872	▲ 13,034	129,872	▲ 13,034
県平均	129,820	128,017	▲ 1,803	125,527	▲ 4,293

増額 12 団体 → 0 団体
 変化なし 0 団体 → 12 団体
 減額 15 団体 → 15 団体

● 納付金総額

市町村名	納付金総額 (円)
甲府市	5,777,128,770
富士吉田市	1,481,478,399
都留市	873,621,754
山梨市	1,199,637,277
大月市	783,590,626
韮崎市	772,593,747
南アルプス市	2,038,513,285
北杜市	1,614,860,287
甲斐市	1,965,927,701
笛吹市	2,458,834,876
上野原市	789,002,958
甲州市	1,145,323,122
中央市	826,357,396
早川町	33,078,034
身延町	477,981,323
南部町	232,543,557
昭和町	495,004,662
道志村	71,013,790
西桂町	110,741,312
忍野村	230,910,924
山中湖村	317,617,247
鳴沢村	121,764,545
小菅村	28,359,822
丹波山村	14,185,050
富士河口湖町	878,721,507
市川三郷町	462,962,852
富士川町	464,477,412
県合計	25,666,232,235

(内訳)

医療分	18,638,348,975
後期高齢者支援金分	5,097,288,142
介護納付金分	1,930,595,118

調整措置額	506,690,898 円	
財源	国公費	285,596,000 円
	県公費	221,094,898 円
	合計	506,690,898 円

平成30年度 標準保険料率

参考資料

● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	7.11	-	40,420	-	2.19	-	12,389	-	1.87	-	13,962	-

● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	7.18	-	29,428	21,407	2.05	-	8,411	6,118	1.89	-	9,883	4,742
富士吉田市	7.24	-	29,684	21,593	2.07	-	8,484	6,172	1.87	-	9,798	4,701
都留市	5.61	-	22,988	16,722	2.08	-	8,523	6,200	1.84	-	9,620	4,616
山梨市	7.42	-	30,431	22,137	2.15	-	8,822	6,417	1.94	-	10,170	4,879
大月市	6.18	-	25,321	18,420	2.07	-	8,493	6,178	2.10	-	10,995	5,276
韮崎市	6.29	-	25,768	18,744	2.12	-	8,693	6,323	1.83	-	9,603	4,607
南アルプス市	6.87	-	28,145	20,474	2.20	-	9,011	6,555	1.64	-	8,598	4,125
北中市	5.91	-	24,218	17,617	2.20	-	9,019	6,561	1.93	-	10,090	4,841
甲斐市	6.49	-	26,582	19,336	2.14	-	8,781	6,388	1.93	-	10,089	4,841
笛吹市	7.50	-	30,751	22,369	2.20	-	9,005	6,550	1.87	-	9,794	4,699
上野原市	7.53	-	30,879	22,462	2.13	-	8,719	6,342	1.73	-	9,041	4,338
甲州市	7.49	-	30,689	22,324	1.94	-	7,946	5,780	1.69	-	8,870	4,256
中央市	6.55	-	26,857	19,537	2.15	-	8,812	6,410	1.63	-	8,558	4,106
早川町	7.83	-	32,095	23,347	1.58	-	6,475	4,710	1.03	-	5,376	2,579
身延町	8.47	-	34,705	25,245	2.03	-	8,310	6,045	1.82	-	9,535	4,575
南部町	5.69	-	23,340	16,978	2.22	-	9,105	6,623	1.65	-	8,618	4,135
昭和町	5.96	-	24,433	17,773	2.08	-	8,549	6,219	1.87	-	9,798	4,701
道志村	7.24	-	29,686	21,595	2.22	-	9,088	6,611	2.12	-	11,104	5,328
西桂町	5.43	-	22,251	16,186	1.89	-	7,737	5,628	1.84	-	9,642	4,626
忍野村	6.96	-	28,522	20,748	2.15	-	8,811	6,409	2.03	-	10,653	5,111
山中湖村	7.82	-	32,033	23,301	2.35	-	9,624	7,001	2.25	-	11,769	5,647
鳴沢村	4.21	-	17,242	12,542	2.31	-	9,489	6,902	1.96	-	10,286	4,935
小菅村	3.98	-	16,318	11,870	2.29	-	9,386	6,828	1.76	-	9,202	4,415
丹波山村	5.10	-	20,890	15,196	1.99	-	8,150	5,928	1.50	-	7,843	3,763
富士河口湖町	6.82	-	27,967	20,344	2.19	-	8,967	6,523	2.13	-	11,133	5,342
市川三郷町	6.84	-	28,035	20,393	1.98	-	8,127	5,911	1.75	-	9,159	4,395
富士川町	8.18	-	33,514	24,379	2.10	-	8,602	6,257	2.09	-	10,960	5,259

● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	7.84	-	28,274	19,582	2.11	-	8,086	5,601	1.89	-	9,518	4,540
富士吉田市	8.10	-	24,714	19,889	2.28	-	7,260	5,355	1.76	-	9,482	4,826
都留市	5.64	-	21,764	19,348	2.11	-	7,879	6,963	1.73	-	9,389	4,836
山梨市	7.47	20.61	24,575	23,168	2.12	5.83	7,223	6,633	1.83	5.71	7,974	5,717
大月市	6.56	-	24,357	17,376	2.20	-	8,172	5,829	2.19	-	10,368	4,918
韮崎市	6.05	22.29	21,379	17,747	2.22	5.87	6,439	6,782	1.81	5.23	7,232	4,611
南アルプス市	6.80	-	25,917	24,668	2.20	-	8,350	7,506	1.40	-	8,075	5,443
北中市	4.83	20.03	20,134	20,060	1.78	8.24	8,034	6,349	1.41	5.73	8,709	5,952
甲斐市	6.70	-	24,239	22,552	2.10	-	8,218	7,253	1.91	-	8,569	5,255
笛吹市	6.97	25.21	25,369	23,209	2.14	5.65	7,428	6,414	1.45	6.19	9,166	6,220
上野原市	6.76	76.32	27,834	24,668	1.78	14.80	8,445	7,278	1.59	-	7,354	6,430
甲州市	7.25	24.00	24,494	24,968	0.75	5.65	10,695	10,310	1.16	7.87	8,736	4,801
中央市	6.29	-	26,918	19,958	2.04	-	8,837	6,552	1.48	-	8,592	4,218
早川町	6.68	70.72	27,722	27,914	1.30	17.13	6,214	4,520	0.60	13.90	5,546	2,790
身延町	8.26	28.47	28,077	28,813	1.87	6.80	6,935	7,079	1.65	6.68	7,373	5,639
南部町	5.41	17.79	19,063	19,275	2.20	7.90	6,930	6,744	1.53	3.28	6,720	5,015
昭和町	5.67	-	24,998	18,474	1.90	-	8,753	6,468	1.49	-	10,495	4,857
道志村	6.09	48.44	25,910	23,282	1.61	14.96	9,929	7,107	1.63	16.58	9,078	6,850
西桂町	5.23	-	21,780	16,610	1.81	-	7,636	5,824	1.69	-	10,436	5,091
忍野村	6.99	20.05	21,817	20,175	2.11	5.71	7,049	5,718	1.56	8.34	9,252	7,377
山中湖村	6.78	28.68	24,361	34,192	1.68	2.83	12,430	7,968	1.30	2.91	14,280	10,066
鳴沢村	3.17	25.19	16,003	16,009	1.68	11.82	9,524	7,698	1.06	11.35	11,740	5,717
小菅村	3.99	23.67	12,860	16,306	1.09	42.07	6,967	11,701	1.23	10.28	8,223	5,766
丹波山村	4.49	32.58	15,662	21,502	1.48	40.69	6,018	7,668	0.97	1.55	8,993	4,787
富士河口湖町	7.24	30.22	22,895	18,137	2.88	9.44	5,016	4,935	1.36	9.19	12,609	7,854
市川三郷町	5.15	28.79	24,950	26,038	1.55	8.15	7,058	7,208	1.08	8.05	9,583	6,122
富士川町	8.77	-	28,960	28,752	1.92	-	8,626	7,781	1.84	-	9,729	7,684

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。